

神戸市立小寺小学校保護者会会則

第1章 名称

第1条 本会は、「神戸市立小寺小学校保護者会」といい、事務局を小寺小学校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、学校と家庭が協力して、児童の健全な育成と福祉の増進を図り、併せて会員の親睦と教養の向上を図ることを目的とする。

第3章 活動

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動をする。

- 1 校外における児童の健全な育成にあたる。
- 2 学校地域の生活環境を整備する。
- 3 学校の教育活動を支援する。
- 4 会員相互の親睦と教養を深める。
- 5 その他、本会の目的達成に必要な活動を行う。

第4章 運営方針

第4条 本会は、第2章の目的達成を本旨とする民主団体として運営するため、次のように基本方針を定める。

- 1 政党・宗教に偏ることなく、営利を目的とせず、自主的・民主的に運営する。

第5章 会員

第5条 本会の会員は、小寺小学校在籍児童の父母又はこれに代わる保護者とする。

第6章 役員及び委員

第6条 本会の役員及び委員は、次のとおりとする。

- 1 役員(本部)
 - (1) 学校代表 1名
 - (2) 副代表 2名
 - (3) 書記 2名
 - (4) 会計 1名
- 2 委員
 - (1) 上記役員を除く学年委員
- 3 その他の役員
 - (1) 会計監査(前年度会計役員) 1名
 - (2) 顧問 校長・教頭

第7条 役員及び委員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 学校代表・・・本会を代表し、会務を統括する。総会及び運営委員会を招集する。
- (2) 副代表・・・学校代表を補佐し、代表に支障があるときはその職務を代行する。
- (3) 書記・・・庶務事項の処理と連絡にあたり、本会の活動状況を記録し、総会において事業報告する。
- (4) 会計・・・本会の会計事務を処理し、総会において会計報告をする。
- (5) 委員・・・学年を代表し、学年学級会の企画運営にあたる。また、各専門委員会活動の企画運営にあたる。
- (6) 会計監査・・・本会の会計事務を監査し、総会において会計監査報告をする。
- (7) 顧問・・・学校を代表し、本会の運営に助言する。

第8条 役員及び委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第7章 会議

第9条 本会の運営のため、次の諸会議を置く。

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 運営委員会

- 4 学年学級会
- 5 専門委員会

第10条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高決議機関である。

- 1 定期総会は毎年年度初めに開催する。
- 2 定期総会での審議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 前年度の事業報告と決算報告の承認
 - (2) 前年度の会計監査報告の承認
 - (3) 新役員等の承認
 - (4) 本年度の事業計画及び予算案の審議と承認
 - (5) その他の提案事項の審査承認
- 3 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、又は全会員の5分の1以上の要求がある場合に開かれる。
- 4 全ての議案は、出席者の過半数によって議決される。

第11条 運営委員会については、次のとおりとする。

- 1 役員、委員をもって構成し、校長・教頭を顧問とする。
- 2 保護者会の円滑な運営を行うための検討と連絡調整を行う。

第12条 学年学級会については、次のとおりとする。

- 1 学年学級会は、各学年学級の保護者会員によって構成し、学級担任を顧問とする。
- 2 その活動は、必要に応じて、保護者会の目的と基本方針に基づき行う。

第13条 専門委員会については、次のとおりとする。

- 1 「青少年育成協議会」、「児童館運営委員会」、「学園西町ふれあいのまちづくり協議会」を常設する。
- 2 各委員会は、必要に応じて委員会を招集し、業務を遂行する。
- 3 その他、必要なときは総会の議決に基づき委員会を組織する。

第8章 会計

第14条 本会の経費は、保護者会会費によってまかなう。

- 1 会費は、児童数で徴収し、1児童につき年500円とし、転出入による月割り計算および返金は行わないものとする。
- 2 本会の経理は、総会において承認された予算に基づいて執行される。
- 3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 4 慶弔費として、1家庭5000円支払う事とする。（対象は、児童の両親と兄弟までとする。）

第9章 役員及び委員の選出

第15条 役員及び委員の選出は、次により行う。

- 1 1学年の会員からの学年委員の選出はなし、2, 3, 4, 6学年会員から各3名、5学年会員から4名の学年委員および各学年3名の補欠を選出する
- 2 学年委員から次の役員を選出する。
 - (1) 学校代表 1名
 - (2) 副代表 2名
 - (3) 書記 2名
 - (4) 会計 1名

第10章 附則

- 1 役員及び委員に欠員が生じた場合は、学校代表が運営委員会に諮り補充する。ただし、その任期は残余期間とする。
- 2 前年度本部役員は、オブザーバーとして、必要に応じて助言等を行うことができる。
- 3 本会則は、2024年4月1日、発効する。
- 4 本会の設立年月日は、2021年4月1日とする。